

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年6月29日（平成30年（行情）諮問第275号）

答申日：平成30年10月22日（平成30年度（行情）答申第267号）

事件名：特定課が保有する労働者の自殺が関係する労災認定を求める裁判記録の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「労災補償課が保有する労働者の自殺が関係する労災認定を求める裁判記録」（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「愛知労働局長」又は「処分庁」という。）が、平成30年3月27日付け愛労発基0327第19号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、これの取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。愛知労働局長は、文書特定に資する対応をしていない。形式上の不備はない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年2月6日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年4月6日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求の経緯について

ア 本件審査請求に係る開示請求は、平成30年2月6日付けで、審査請求人が処分庁に対して、「労災補償課が保有する労働者の自殺に関

係する労災認定を求める裁判記録」についての開示を求めたものである。

イ 処分庁は、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容には、当該文書を特定するに足る事項が記載されていなかったことから、平成30年2月16日付けで、同年3月2日を期限として補正を求めた。

ウ しかし、期限までに、請求人から文書を特定するに足る回答がなかったことから、さらに、平成30年3月8日付けで、同月22日を期限として再度補正を行った。

エ しかしながら、期限までに審査請求人から回答がなかったため、法4条1項に掲げる事項が記載されているとは認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、同月27日付けで原処分が行われたものである。

(2) 原処分の妥当性について

ア 文書の特定について

法4条1項において、「前条の規定による開示の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長に提出してしなければならない。」と規定し、同項2号において、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載すべき事項として規定している。処分庁は当該規定に基づき、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を具体的に記載するよう求めたものである。

法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、このような包括的な請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。

イ 補正の手続について

法4条2項は、「行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」として、開示請求書に形式上の不備があった場合の補正について規定している。形式上の不備については、法4条1項の記載事項が記載されていない場合は形式上の不備に該当し、本件審査請求における開示請求においては、同項2号の記載事項が記載されていなかったものである。

本件審査請求における開示請求において、処分庁は、審査請求人に

対して、約2週間の回答期限を設け、行政文書を特定するに足りる事項を記載するよう求めたが、期限までに提出がなかった。その後、さらに、審査請求人に対して、約2週間の回答期限を設け、補正を行ったが、期限までに提出がなく、形式上の不備が補正されなかったことは明らかである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る開示請求については、行政文書を特定するに足りる事項が記載されなかったものであり、これに対する補正の求めも適切に行われていることから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年6月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月13日 審議
- ④ 同年10月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。処分庁は、本件開示請求は形式的な不備がある不適法な請求であり、本件対象文書を特定することができないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 諮問庁は、原処分の妥当性について、理由説明書(上記第3の3)の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 「労働者の自殺に係る労災認定を求める裁判記録」については、「自殺した労働者の遺族から、当該労働者の自殺が業務により精神障害を発病したことが原因であるとした労災請求」や、「労働者自身から、当該労働者が精神障害を発病したことが部下や同僚の自殺が原因であるとした労災請求」、「労働者自身から、当該労働者が自殺未遂により後遺症を負ったのが業務により精神障害を発病したことが原因であるとした労災請求」などについて労働基準監督署長が行った不支給決定処分の取消しを求める裁判記録のほか、業務の参考として収集した労働者の自殺に係る労災認定を求める裁判記録などが考え得るが、審査請求人が開示を求める文書がどのような文書であると解す

べきか不明である。

イ このように、審査請求人が開示を求める「労働者の自殺に係る労災認定を求める裁判記録」とは、どのような文書であるのかが明確ではなく、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」には、行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。

ウ このため、処分庁は、審査請求人に対し、平成30年2月16日付けで、同年3月2日を期限として補正を求めた。

エ しかし、期限までに、審査請求人から行政文書を特定するに足る回答がなかったことから、さらに、平成30年3月8日付けで、同月22日を期限として再度補正を求めた。

オ しかしながら、期限までに審査請求人から回答がなかったため、法4条1項に掲げる事項が記載されているとは認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、平成30年3月27日付けで原処分が行われたものである。

カ 以上のとおり、本件開示請求については、行政文書を特定するに足りる事項が記載されなかったものであり、これに対する補正の求めも適切に行われていることから、原処分を維持することが妥当である。

(2) 当審査会において確認したところ、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」には、「労災補償課が保有する労働者の自殺に係る労災認定を求める裁判記録」の記載があるのみであり、また、処分庁が審査請求人に宛てた「行政文書開示請求書の補正について(依頼)」では、「どの裁判のものと特定するか、あるいは何年度頃に裁判が確定したどのような内容の裁判である等、ある程度特定が可能となるよう行政文書の名称等について、ご回答のほどよろしく申し上げます。」旨記載し、設定した期限までに補正がなされない場合には、補正を行う意思がないものとして取り扱わせていただく旨を伝えているにもかかわらず、審査請求人が2度にわたる補正の求めに応じていないことからすると、審査請求人が求める行政文書を特定することが困難であるとする諮問庁の説明は首肯できる。

(3) したがって、本件対象文書については、該当する文書の特定ができず、形式上の不備を理由に不開示とした原処分は、妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子